

# 令和5年度認証保育所等保育料補助金のお知らせ（後期）

杉並区では、待機児童対策の一環として、認証保育所等にお子さんを預けている保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、保育料の補助を行っています。以下の内容をご確認いただき、申請手続きをお願いいたします。

なお、この補助金制度は待機児童の状況等により、補助内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

## 1. 補助対象施設と対象者

対象施設	対象者
認証保育所（区外も含む）	次の①～③の要件を満たしている児童の保護者 ①当該月の初日に杉並区に住所を有していること ②当該月の初日に施設に在籍し、月160時間以上の月ぎめ保育契約により入所していること ③ <u>保育の必要性の認定を有すること</u> （注2）
認可外保育施設（区外も含む） <u>東京都等の定める認可外保育施設指導監督基準を満たしその旨の証明書を交付されている施設</u> （注1） ただし、企業主導型保育施設に在園している非課税世帯を除く	
杉並区グループ保育室	

（注1）対象のベビーホテル・その他の認可外保育施設は、東京都のホームページ又は施設所在地の自治体で確認ができます。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。

（注2）保育を必要とする要件につきましては、P4「4. 保育の認定事由と必要書類」をご覧ください。

## 2. 申請期限・申請後のスケジュール

**注意**

**補助金は遡って交付することはできません。必ず申請期限までに申請書の提出をお願いします。**

※申請した期以降は、第4期まで自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。  
ただし、年度内で在園施設が変わった場合は再申請が必要です。

期	支払対象月	申請期限	決定通知送付	振込予定
第1期	令和5年4月～6月分	<u>令和5年6月30日(金)</u>	令和5年7月下旬	令和5年8月上旬
第2期	令和5年7月～9月分	<u>令和5年9月29日(金)</u>	令和5年10月下旬	令和5年11月上旬
第3期	令和5年10月～12月分	<u>令和5年12月28日(木)</u>	令和6年1月下旬	令和6年2月上旬
第4期	令和6年1月～3月分	<u>令和6年3月22日(金)</u>	令和6年4月下旬	令和6年5月上旬

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。決定した補助金額は、申請書ご記入の口座（当該児童の保護者に限る）へ振り込みします。

※交付決定通知時期・振込時期については審査状況等により前後する場合があります。

※審査に必要な内容の確認がとれない場合は、交付決定通知、振込が遅れる場合があります。

※年度内に審査に必要な書類等の確認がとれない場合、審査対象外となり、補助金のお支払いはできません。

## 3. 提出書類

(1)(2)(3)の書類を提出してください。※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能

<b>(1) 全員提出</b>	
杉並区認証保育所等保育料補助金交付申請書 兼 杉並区認証保育所等利用費請求書（兼口座振替依頼書）	
<b>(2) いずれかを提出</b>	
保育の必要性の認定を <u>受けていない</u> 場合	①保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ②マイナンバー記入用紙 ③保育所等を利用していない理由書 ④P2「4. 保育の認定事由と、必要書類」の必要書類
保育の必要性の認定を <u>受けている</u> 場合	①保育所等を利用していない理由書 ②P2「4. 保育の認定事由と、必要書類」の必要書類 ※ただし補助金申請月より <u>半年以内</u> に必要書類を提出している場合は不要
<b>(3) 該当者のみ提出</b>	
令和4年1月1日現在、杉並区に住民登録がない場合	令和4年度住民税課税（非課税）証明書
令和5年1月1日現在、杉並区に住民登録がない場合	令和5年度住民税課税（非課税）証明書
令和4年1月1日現在、国内に住民登録がない場合	勤務先が発行した令和3年1月～令和3年12月分（賞与含む）の給与証明書
令和5年1月1日現在、国内に住民登録がない場合	勤務先が発行した令和4年1月～令和4年12月分（賞与含む）の給与証明書
P3「6. 負担軽減制度」の対象者に該当する方	① 杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書 ② 対象であることが確認できる書類（P3「6. 負担軽減制度」参照）

## 4. 保育の認定事由と必要書類

### 重要 保育料補助金を申請する方

① 保育の必要性の認定を有する月から補助金交付対象となります。

※下表「保育を必要とする事由」を有する期間を含む。ただし、P1「2. 申請期限・申請後のスケジュール」までに申請書が提出された場合に限る。

② 下表をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

※すでに「保育の必要性の認定」の申請を有している場合でも、補助金申請月の半年以内に下記の書類を提出していない場合は、提出が必要です。

保育を必要とする事由		必要書類 ※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能	補助対象期間
就労	会社勤務の方	<b>①就労証明書</b> ※保護者本人が会社の代表者等で、記入者が保護者自身の場合は、就労証明書に記載された支払額の裏付けが確認できる書類（給与明細書の写し等）も併せて提出が必要 ★入所児童の育児休業取得中の場合 <b>②復職証明書</b> （復職後に記入したもの） ★就労内定の場合 ①提出後、満一か月分の就労実績が出たら、就労実績を記入した①を提出	就労している期間  ※ <u>育児休業中の方は復職月から有効。</u>  ※ <u>当該児童の育児休業から復職せず、下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、「妊娠または出産」に該当</u> します。
	自営業の方	<b>①就労状況申告書</b> ②自営の内容が分かる資料（開業届等） ③直近3か月の売上裏付け資料（通帳の写し等） ★就労内定の場合 ①～②提出後、満一か月分の就労実績が確定したら①③を提出	
疾病または障害	・医師の診断書（原本）または各種手帳の写し（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級） ※診断書は発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的な記載があるもの		
介護または看護	<b>①介護状況申告書</b> <b>②介護状況表</b> ③被介護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証や障害支援区分通知書の写し等）または <b>医師の診断書（介護用）</b> ④介護サービス計画書（ケアプラン）の写しなど介護・看護の実態がわかるもの（要介護認定されている場合）		各事由が生じている期間
災害復旧	・り災証明書等の写し		
妊娠または出産	・母子健康手帳の写し （表紙と分娩予定日が記載されているページ）		出産予定月の前2ヶ月から、出産（予定）日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	・求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワークカードの写し等） ◇就労を開始した場合→ 就労要件の必要書類を提出し、後日満1か月分の就労実績を提出して下さい。 ◇ <u>同一年度内に、就労要件から求職要件に変わった場合は、補助金対象外です。</u>		3ヶ月間 ⇒ <u>求職期間が3ヶ月を超える場合、4ヶ月目以降は補助対象外</u>
就学（職業訓練）	①在学証明書または入学許可書等（在学期間がわかるもの）の写し ②カリキュラム、時間割等		在学している期間
<b>該当する方のみ</b>		<b>必要書類</b>	
ひとり親の方	・申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書、ひとり親医療証、児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）の写し ※外国籍の方は独身証明書とその和訳		
外国籍の方で永住権がない場合	・在留カードの両面の写し		

※必要書類の詳細については、「令和5年度保育施設利用のご案内」のP4「保育の必要性の認定について」をご確認ください。

## 5. 1か月あたりの補助金額

対象施設	補助金額
認証保育所	「認証保育所保育料(80,000円を上限とする)」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額(参考)認可保育園・保育室 保育料」参考①参照)
認可外保育施設	「認可外保育施設保育料」と「認可保育所に入所した場合の保育料(標準時間)」との差額で30,000円を上限とする(参考)認可保育園・保育室 保育料」参考①参照)
杉並区グループ保育室	同条件で杉並区保育室に入所した場合の保育料との差額(参考)認可保育園・保育室 保育料」参考①参照)

※4月～8月は令和4年度の区民税所得割、9月～3月は令和5年度の区民税所得割の世帯合計額により補助金額を算定します。

※認証保育所等保育料には延長保育料・教材費・年会費・実費払いとして発生する夕食代・おむつ代等の経費は含まれません。

※「認可保育所に入所した場合の保育料」とは、原則、負担軽減・減額を適用しない保育料(標準時間)とします。

なお、ご家庭の状況に応じて負担軽減が適用される場合がありますので、P3「6. 負担軽減制度」をご確認いただき、書類を提出して下さい。

## 6. 負担軽減制度

対象施設	交付額(上限)	対象者	提出書類 ※太字の書式は区ホームページからダウンロード可能
認証保育所	80,000円	(I)住民税非課税(4月～8月:令和4年度、9月～3月:令和5年度)(注1)	①杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書 ②対象であることが確認できる書類 (I)の場合…各年度の非課税証明書 (II)の場合…確認できる書類 (III)の場合…不要
認可外保育所	60,000円	(II)生活保護世帯、里親世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けた世帯 (III)保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて第2子以降の児童	
杉並区グループ保育室	上限なし	杉並区保育室の負担軽減制度に準ずるため、別紙「令和5年度杉並区保育室保育料について」(注2)をご確認ください。	①杉並区認証保育所等保育料の追加負担軽減にかかる申出書 ②対象であることが確認できる書類

(注1)企業主導型保育施設に在園中の非課税世帯の方は、国からの給付になりますので、在園中の保育施設へお問い合わせください。

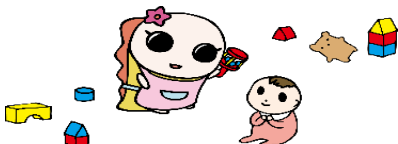
(注2)区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」よりご覧いただけます。

※令和5年10月から、第2子以降の児童が、負担軽減の対象になりました。(令和5年9月までの負担軽減については第3子以降の児童が対象です。)

## 7. 住民税非課税世帯の保育無償化について

住民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの保育料は一部無償化となります。

- ・国、都、区の公費から、認証保育所は8万円を上限に、認可外保育所は6万円を上限に、利用費を給付いたします。
- ・延長料は無償化の対象外です。
- ・提出書類・提出期限・給付対象条件等は本補助金と同様です。P1～2をご覧ください。
- ・企業主導型保育施設に在園中の非課税世帯の方は、国からの給付になりますので、在園中の保育施設へお問い合わせください。



## 8. 注意事項

<p>育児休業中に、児童を入所させる場合</p>	<p>① 育児休業中に入所した児童の補助金については、保護者が復職した月から交付対象となります。復職後、「復職証明書」をご提出下さい。</p> <p>② 児童が在園中でかつ補助金を受けている場合、当該児童の下の子のために保護者が育休を取得したときは、当該児童の補助金は継続して支給されます。(育休特例による)</p> <p>③ 育児休業中の保護者が復職しないまま、次のお子様の産休中に、児童を入所させる場合は、「妊娠または出産」要件に該当します。(補助対象期間も同様) 母子手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ)をご提出下さい。</p> <p>④ 育休特例中で同施設に継続して在園している児童の補助対象期間は、最長で当該児童の下の子が満2歳になる年度の末日を含む月までとなります。</p> <p>⑤ 育休特例中で在園している児童が転園した場合は、育休特例の対象外となるため、保護者が復職する場合を除き、補助金の対象外となります。</p> <p>⑥ 児童が入所した月の翌月以降に、当該児童の下の子のための育休を開始した場合、既に当該児童の育休から復職をしているときは、補助金の対象とする。</p>
<p>補助金の計算について</p>	<p>① 0・1・2歳児クラスの方は、補助金支給額を計算するために、保護者の方の所得の確認が必要となります。国外に居住されていた方は、国内で所得税・住民税の課税されないため、保育課で所得の確認ができません。よって、以下の書類のご提出をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外で収入があった方→勤務先発行の「給与証明書」等、収入が確認できる書類</li> <li>・国外で収入が無かった方→「年間収入申告書」</li> </ul> <p>② 補助金の計算方法は、「認可外施設に支払った保育料」-「認可保育所に入所した場合の保育料」の差額で計算します。※但し、上限金額の範囲内です。</p>
<p>企業主導型保育施設に入所された場合</p>	<p>① 0・1・2歳児クラス→補助金対象のため、保育課へ申請して下さい。</p> <p>② 0・1・2歳児クラス(住民税非課税世帯)および3・4・5歳児クラス→国から補助金が交付されますので保育課への申請は不要です。施設へ直接ご確認下さい。</p>

